

●香川県告示第18号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年1月31日

香川県知事 池 田 豊 人

1 形質変更時要届出区域

三豊市財田町財田中宇余境寺4590番の一部、4590番2の一部、4592番、5416番3の一部、5416番4の一部、5416番8の一部、5416番9の一部、5416番10の一部、5430番の一部、5431番の一部、5431番2の一部、5433番の一部、5434番の一部、5435番の一部及び三豊市財田町財田中宇鎌谷5494番の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は省略し、その関係書類を香川県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）